

認定調査確認ポイント

初版(2023年4月作成)

いつも越谷市の介護保険の認定調査にご協力いただき、ありがとうございます。

この資料は、市へ提出された調査票、特記事項を点検する中で、評価の際に特に注意が必要と思われるポイントについてまとめたものになります。認定調査の判断の基準などについて共有できるよう作成いたしました。

今後の認定調査業務にご活用いただければと存じます。

【1群】

| | |
|-----------------------|---|
| 1-4： 起き上がり (能力) | <ul style="list-style-type: none">・常時ベッドがギャッチアップ状態にあつて、そこから柵につかまって起き上がっている場合は「何かにつかまればできる」を選択・起き上がるだけのためにベッドをギャッチアップし、途中から自分で柵につかまって起き上がる場合は、「できない」を選択 |
|-----------------------|---|

【2群】

「2-3：えん下」と「2-12：外出頻度」以外は、全て介助の方法について問われる項目です。自分ができていることと、介助を受けている内容について、「家族が～を介助している」「職員が～を手助けしている」といったように具体的に記述してください。

「2-7：口腔清潔」、「2-8：洗顔」、「2-9：整髪」については、洗面所等への誘導、移動は介助に含まれず、行為開始の促しの声かけも含まれません。動作に対して一つ一つ指示・声かけがされている場合は、「一部介助」となります。特記事項に記載する際は、動作開始前であるのか、動作中の声かけなのか、明記して下さい。

独居（日中・夜間独居も含む）の場合や介護放棄・介護抵抗・介護者の心身の状態から介助が提供できていない場合など、現状の介助が不適切な状態にあると判断した場合は、判断した理由を記入してください。また、どのような介助があれば適切な状況になるか、介助の方法についても、併せて記入してください。

| | |
|---------------------|--|
| 2-3： えん下 (能力) | <ul style="list-style-type: none">・食べ物を経口より摂取する際の飲込みの能力を評価する。水・薬等は評価対象外となる。疾患上、禁飲食されている場合は、「できない」を選択する。・ムセることによる見守りは、「2-4：食事摂取」ではなく、「2-3：えん下」で評価を行う。実際に見守られていなくても毎日ムセがみられる等ムセが頻回にある場合は、「見守り」を選択する。・ムセの頻度も記載する。（例 毎食事時、1週間に2～3回ほど） 1週間に1回ムセる等、ムセの頻度が時々の場合は、ムセがあっても「見守り」はつかず、「できる」の選択になる。・食事を口に運ぶ行為については、「2-4：食事摂取」で評価する。 |
|---------------------|--|

| | |
|---|--|
| 2-5・2-6： 排泄 (介助の方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・日中はトイレで自立、夜間はポータブルトイレで排泄し後片付けは介助されている場合、頻回な状況で判断するため、「介助なし」を選択。日中○回、夜間○回と排泄の頻度を記載すると評価しやすい。 ・「一部介助」を選択する場合は、自身で行っている部分を記載する。 |
| 2-7： 口腔清潔 (介助の方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・もともとの生活習慣や疾病による体力・意欲の低下により歯磨きを行っていない人もいるが、その場合、口腔清潔をしていないので「介助なし」と記入せず、通所介護先での様子やケアマネジャー・家族等にもどのようにしているのか、もう少し踏み込んで聞き取りし記載する。 ・介護者に磨いてもらうが自身で水を口に含ませうがいができる場合は、「一部介助」を選択する。(介護者が歯を磨いてあげ、口元までコップを運び、本人は口をすすいで吐き出す行為<u>だけ</u>ができる場合は、「全介助」を選択する。) ・歯間ブラシや口腔清潔剤を利用している場合も含む。 |
| 2-8： 洗顔 (介助の方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・洗顔を行う習慣がない場合は、入浴後にタオル等で拭く介助やベッド上で顔を拭く行為等の類似行為で代替して評価する。 |
| 2-9： 整髪 (介助の方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・頭髪がない場合または短髪で整髪の必要がない場合は、頭部をタオルで拭く行為や、頭を拭く行為等類似の行為で代替して評価 ・通常の整髪行為がある場合は、上記の行為は、評価対象には含めない。 |
| 2-10： 上衣の着脱 2-11： ズボン等の着脱 (介助の方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・本人が衣服を手にしたところからが評価対象になるため、その前までの衣類の選択、衣服の準備、手渡し等は、評価には含まれない。 ・首や足、腰、体幹などを揺り動かすなどの行為があったとしても、服を体にあてがう行為や袖通し、ズボンに足を通すことなど一連の行為の全てを介助者が行っている場合は、介護者の介助の方法や負担に大きな影響を与えていないことから、「全介助」を選択する。 |

【3群】

| | |
|--------------------------|--|
| 3-1： 意思の伝達 (能力) | <ul style="list-style-type: none"> ・他者に自分の思っていることが言えるかどうかの評価の対象になるため、内容の合理性は問わない。「5-3：日常の意思決定」については、内容の合理性が問われるため、区別をする。 ・言語障害や難聴が原因により会話が成立しなくても、身振り等で伝達ができるのであれば、「伝達できる」を選択する。このような場合は、必ず特記事項に具体的な内容を記載する。 ・自発的に話すかどうかは問われないため、自発的に話すことはないが、聞かれたことに関して受け答えがいつでも誰にでもできる場合は、「伝達できる」を選択する。 |
| 3-2： 毎日の日課を理解 (能力) | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護利用日や入浴日の理解状況で判断するのではなく、一日の生活の流れ(起床・就寝・食事時間等)をおおまかに理解しているかどうかで判断し、評価する。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 3-4 : 短期記憶 (能力) | <ul style="list-style-type: none"> ・普段は短期記憶が保たれていないが、調査時にたまたまできてしまった場合は、必ず日頃の様子をケアマネジャーや家族に確認する。日頃の様子で評価をするため、調査時にできても日頃からできていなければ、「できない」を選択する。 |
| 3-6 : 今の季節を理解 する (能力) | <ul style="list-style-type: none"> ・季節の理解は、季節だけでなく“月”も確認ができるとうい。 (例 1月：初春・新春 2月：立春など) |
| 3-7 : 場所の理解 (能力) | <ul style="list-style-type: none"> ・施設か自宅等の区別がつけば、「できる」を選択 ・施設入所中または病院入院中の場合、施設・病院にいるのか、自宅にいるのかと聞き取り、自宅でないことを理解していれば、「できる」を選択 |

【4群】

社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動の頻度の評価であり、本人の性格や生活習慣は、含みません。

過去1か月間の状況で判断しますが、この間に環境が大きく変化した場合は、その変化後から調査日までの状況で、現在の環境における行動に基づいて選択してください。これらの行動に対し、特に周囲が対応をとっていない場合や介護の手間が発生していても、各項目に規定されている行動が現れている場合は、頻度に基づき選択してください。(ただし、「4-12：ひどい物忘れ」については、周囲の対応を考慮する必要があります。)

各該当項目について、週1回以上ならば「ある」、月に1回以上であるならば「ときどきある」を選択してください。また、週単位または月単位で発生するものか、必ず頻度を特記に記載してください。

| | |
|--------------------------|--|
| 4-8 : 落ち着きなし (有無) | <ul style="list-style-type: none"> ・家に帰りたいという意思表示があり、かつ、落ち着きない状態の両方に該当するか否かで判断する。両方に該当する場合に、「あり」を選択する。 ・目的なく落ち着きのない場合は、「3-8：徘徊」で評価する。 |
| 4-9 : 一人で出たがる (有無) | <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所中で環境上の工夫等で外に出ることがなかったり、歩けない場合は、評価対象にはならない。 |
| 4-12 : ひどい物忘れ (有無) | <ul style="list-style-type: none"> ・物忘れによって周囲の者が何らかの対応をとらなければいけない状況か否かで判断する。物忘れがあっても、それに起因する行動が起きていない場合や、周囲の者が何らかの対応をとる必要がない場合は、「ない」を選択する。 ・周囲の者が対応をとっている状況であれば、必ず対応を記入する。何らかの対応がされておらず、対応の必要性もないのであれば、「特記のみ」となる。(何らかの行動が発生していない場合でも、「周囲の者が何らかの行動をとらなければならないような状況(火の不始末など)」が発生している場合は、「行動が発生している」として評価する。) |

| | |
|---------------------------------|--|
| 4-14 : 自分勝手に行動 する (有無) | <ul style="list-style-type: none"> ・「身勝手」「自己中心的」等の性格的なことではなく、場面や目的からみて不適当な行動であるか評価する。 ・自分勝手な行動であるが、「突拍子も無い行動」や「場面に合わないおかしな行動」と解釈してもよい。 |
|---------------------------------|--|

【5群】

| | |
|---------------------------|--|
| 5-1 : 薬の内服 (介助の方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・薬の内服がない場合は、薬剤が処方された場合を想定し、どのような介助が必要かどうかを判断する。 ・薬局で予め分包されているものは、介助に含まれない。 ・経管栄養(胃ろう含む)などのチューブから内服薬を注入する場合は、「全介助」を選択する。 |
| 5-5 : 買い物 (介助の方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・嗜好品の買い物は含めず、食材、消耗品等の日用品での評価となる。 ・商品の選択、商品を棚からとる、支払いの3点での評価になり、購入した商品を持って運んであげる、車で運んであげるといった介助は、入らない。 ・ネットスーパー利用時は、自分で注文を行うことができているならば、「自立」を選択。 ・本人が買い物を行っていなくても、家族やヘルパーに買って来てほしいものを依頼できている場合は、「一部介助」となる。 ・本人が自分で購入したものを、介護者が精算、返品等の介助を行っている場合は、「一部介助」を選択する。 |
| 5-6 : 簡単な調理 (介助の方法) | <ul style="list-style-type: none"> ・簡単な調理(「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」「即席めん調理」)のうち、対象者の実際に発生している項目を特定して、評価する。切る・煮る等は評価に含まない。 ・本人に簡単な調理を行う能力があっても、家族が行う方が頻回であれば、「全介助」を選択する。 ・経管栄養の場合、流動食の温めが行われているかで評価する。行われていなければ、介助者の処置があっても、「介助なし」を選択する。 |

【7群】

日常生活自立度は、一次判定の振分けにも活用されますので、判断基準に基づいて慎重に判断してください。

7-2の特記事項の記載で「年相応の物忘れがある」等の記載がたびたび見受けられます。年を重ねると物忘れが多くなるという考えからこういった表現をされるかと思いますが、年相応によって日常生活は自立しているのか、また何か影響を与えているのかなど、日頃の様子を記載し判断してください。また、判断する際は全体像も含めてご判断ください。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 7-1 : 障害高齢者の 日常生活自立度 (寝たきり度) | <ul style="list-style-type: none"> ・判定に際しては、「～をすることができる」といった能力の評価ではなく、「状態」特に「移動」に関わる状態像に着目して評価する。 ・外出の様子や、移動の様子、座位保持の様子、また、移乗・臥床の程度に注目し総合的に判断する。 |
|---------------------------------------|--|

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ランクBは、移乗の介助があるか、部分的に介護者の援助が必要かどうかで判断を行う。車椅子は、一般の椅子やポータブルトイレ等と読み替えても差し支えない。また、1日の大半をベッドの上で過ごし、食事・排泄・着替えのいずれかに介助を要するものが該当する。排泄に関しては、夜間のみおむつを付ける場合には、介助を要するものとはみなさない。 ・「自力で寝返りができない」ためC2を選択する例がよくみられるが、Cは常時臥床であり、食事・排泄・着替えの<u>いずれにおいても</u>介護者の援助を全面的に必要としている場合が対象。寝返りだけで判断せず全体の様子を見て判断を行う。 |
| <p>7-2： 認知症高齢者の 日常生活自立度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通の状況、問題行動の状況、介護の手間の必要度や頻度に注目し判断する。 ・Ⅲa、Ⅲbについては、判定の基準に「着替え、食事、排便、排尿が上手にできない」とあるが、認知症により上手にできず、介助が必要なのかを判断する。身体的な要因により介助が必要な場合は、当てはまらない。 |

【その他】

調査票の記入と事前点検についてのお願いがあります。

調査票には個人が特定される情報（個人名、事業所・施設・病院名、地名等）のご記入をお控えください。

また、調査票を提出する際は、

- ◆ 記入漏れがないか
- ◆ 基本調査欄のチェック漏れがないか、チェックが重複していないか
- ◆ 特記事項と選択肢とで不整合がないか

など、ご確認していただきますようお願いいたします。

調査票の記載内容に不明点があると、調査員の方へご連絡せざるを得ません。

調査員の方の手をなるべく煩わせることなく、スムーズに認定審査の事務が行えるよう、何卒ご協力をよろしくお願いいたします。

越谷市 介護保険課 認定担当

TEL：048-963-9125（直通）